

2021年11月分

製造業特定技能外国人材相談窓口

Monthly FAQ




多く寄せられるご質問の解説

今月のテーマ

「業務区分（プラスチック成形）での 従事について」

「プラスチック成形」職種で技能実習2号を修了した外国人材は、特定技能としてどのような事業者で働くことができますか。

就業可能な 特定産業分野

-  『産業機械製造業』
-  『電気・電子情報関連産業』
- ×  「素形材産業」で受け入れることはできません

受入れ事業者は
製造業特定技能外国人材受入れ
協議・連絡会の構成員であることが
必須条件です



『産業機械製造業』・『電気・電子情報関連産業』で業務区分「プラスチック成形」の外国人材が従事する主なケース

- ① 『産業機械製造業』『電気・電子情報関連産業』に該当する事業所において、対象となる製品の製造工程に「プラスチック成形」が含まれるケース（※特定産業分野への該当性についてはMonthly FAQ 8月号を参照下さい）



- ② プラスチック製品を製造していても対象となるケース（一例）

[2531]動力伝導装置製造業	歯車製造業（プラスチック製含む）が対象に含まれる
[2594]玉軸受・ころ軸受製造業	プラスチック製軸受け製造業が対象に含まれる
[2739]その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	プラスチック製計量器製造業が対象に含まれる

(注意) 製造している製造品が、日本標準産業分類 中分類18-プラスチック製品製造業に該当する場合には本制度の対象外となります。

日本標準産業分類 中分類18-プラスチック製品製造業

- プラスチックを用い、押出成形機、射出成形機などの各種成形機（又は成形器）により成形された押出成形品、射出成形品などの成形製品を製造する事業所。
- 同製品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などの加工を行う事業所並びにプラスチックを用いて成形のために配合、混和（短繊維、充てん剤、安定剤、着色剤、可塑剤等の混和）を行う事業所及び再生プラスチックを製造する事業所